

令和 5 年 度

第 2 回

徳島地方最低賃金審議会

徳 島 県 最 低 賃 金 専 門 部 会

日 時 令和 5 年 8 月 4 日 (金)  
午前 9 時 00 分～

場 所 徳島地方合同庁舎 6 階会議室  
徳島市徳島町城内 6-6

徳 島 労 働 局



# 次 第

1 徳島県最低賃金額改正の審議

2 その他

令和4年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

区分	年・月	令和4年			令和5年			R4.10～R5.6			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	平均	
全国		4.4	4.5	4.8	5.1	3.9	3.8	4.1	3.8	3.9	4.3
	Aランク	4.6	4.7	5.1	5.5	4.2	4.2	4.3	4.0	4.1	4.5
	Bランク	4.2	4.3	4.7	5.0	3.8	3.7	3.9	3.7	3.8	4.1
	Cランク	4.2	4.2	4.4	4.7	3.6	3.6	3.9	3.7	3.9	4.0
	徳島市	3.5	3.6	3.8	3.7	2.9	2.5	2.7	3.1	3.4	3.2
	高松市	4.0	4.0	4.1	3.8	2.7	2.7	2.8	3.4	3.8	3.5
	松山市	3.6	4.0	3.9	4.4	2.8	3.2	3.7	4.2	4.2	3.8
	高知市	3.5	3.7	3.1	3.5	3.0	3.2	3.6	3.8	4.3	3.5

令和4年8月10日

徳島地方最低賃金審議会  
会長 段野 聡子 殿

徳島地方最低賃金審議会  
徳島県最低賃金専門部会  
部会長 段野 聡子

### 徳島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年6月30日、徳島地方最低賃金審議会において付託された徳島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり  
の結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度  
地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータによ  
り比較したところ、令和2年10月4日発効の徳島県最低賃金（時間額796円）は  
令和2年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

徳島県最低賃金の改正決定に当たり、最低賃金の引き上げによる企業経営への影響  
が憂慮されることから、当専門部会は、政府に対し、中小企業・小規模事業者が、円  
滑に企業運営を行えるように、実効性のある支援を最大限に拡充させるとともに、取  
引条件の改善等に引き続き取り組むよう強く要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

### 記

#### 徳島県最低賃金専門部会委員

公益代表委員	部会長	段野 聡子
	部会長代理	稲倉 典子
		佐野 美佐子
		撫養 佳孝（オブザーバー委員）
		端村 亮（オブザーバー委員）
労働者代表委員		川口 誠二
		山本 雅敏
		賀川 健一
使用者代表委員		脇田 亮
		中村 晃子
		小林 通伸

徳島県最低賃金

- 1 適用する地域  
徳島県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間855円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

徳島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 徳島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額796円
- (3) 発効日 令和2年10月4日

2 生活保護

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和2年度
- (3) 生活保護水準（令和2年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（87,313円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$796 \text{円 (徳島県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.817 \text{ (注)} = 113,028 \text{円}$$

（注） 令和2年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

令和 4 年 8 月 10 日

徳島労働局長  
伊藤 浩之 殿

徳島地方最低賃金審議会  
会長 段野 聡子

徳島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 4 年 6 月 30 日付け徳労発基 0630 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和 2 年 10 月 4 日発効の徳島県最低賃金（時間額 796 円）は令和 2 年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

徳島県最低賃金の改正決定に当たり、最低賃金の引き上げによる企業経営への影響が憂慮されることから、当審議会は、政府に対し、中小企業・小規模事業者が、円滑に企業運営を行えるように、実効性のある支援を最大限に拡充させるとともに、取引条件の改善等に引き続き取り組むよう強く要望する。

<別紙 1、別紙 2 は報告と同じ。>

令和5年1月31日

徳島労働局長  
伊藤 浩之 殿

徳島地方最低賃金審議会  
会長 段野 聡子

#### 令和4年度の徳島地方最低賃金の改正審議を踏まえた要望事項

本年度の徳島県最低賃金は、中央最低賃金審議会の目安額を基に審議し、31円の引き上げ答申がなされ、昨年10月6日に改正発効した。

近年、最低賃金の大幅引上げが続くなか、本県中小・小規模事業者が持続的に発展できる環境整備の必要性は、公労使委員共通の認識となっており、当審議会としては、下記事項について、さらに積極的に取り組んでいただくよう強く要望する。

#### 記

- 1 最低賃金の引き上げにより扶養控除等対象労働者の収入が増加することに伴い、扶養控除等の要件を満たすため労働時間を短縮するなど、人手不足が生じることのないよう、当該要件の緩和を検討すること。
- 2 光熱費等の物価高騰を利用者に転嫁できない医療、福祉、介護等の事業者に対する支援策を検討すること。
- 3 四国の生命線である本州四国連絡道路の割高となっている海上部などの通行料金の引下げ又は通行に伴う支援策を検討すること。
- 4 「業務改善助成金」は、設備投資のみならず、物価高騰にも対応できるなど拡充すること、また設備投資の拠出自体が困難な中小・小規模事業者が利用しやすい仕組みにするとともに、手続きのさらなる簡素化について検討すること。

(案)

令和5年8月〇日

徳島地方最低賃金審議会  
会長 段野 聡子 殿

徳島地方最低賃金審議会  
徳島県最低賃金専門部会  
部会長 段野 聡子

徳島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月6日、徳島地方最低賃金審議会において付託された徳島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の徳島県最低賃金（時間額824円）は令和3年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別紙3のとおり付帯決議の採択を希望する。

本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

徳島県最低賃金専門部会委員

公益代表委員	部会長	段野 聡子
	部会長代理	稲倉 典子
		撫養 佳孝
労働者代表委員		川口 誠二
		山本 雅敏
		賀川 健一
使用者代表委員		脇田 亮
		中村 晃子
		五島 寛治

徳島県最低賃金

- 1 適用する地域  
徳島県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間〇〇〇円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり

徳島県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件名 徳島県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 824 円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者  
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度  
令和3年度
- (3) 生活保護水準（令和3年度）  
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の徳島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（87,915円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると徳島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$824 \text{ 円 (徳島県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.186 \text{ (注)} = 116,860 \text{ 円}$$

（注） 令和3年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

## 付帯決議

徳島地方最低賃金審議会では、徳島県最低賃金の改正決定にあたり最低賃金の引上げによって中小企業・小規模事業者が受ける企業経営への影響が憂慮されることから、下記の付帯決議を採択する。

## 記

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配意しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 2 生産性向上により賃金引上げができるよう、生産性向上の支援を多くの企業が各種の助成金等を受給できるよう業務改善助成金を含む各種助成金の要件緩和を含めた拡充、審査の簡略化や申請サポートの強化を求める。生産性向上が困難な事業者に対しては、税制を含めて更なる施策を検討するよう政府に要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、各種助成金、補助事業の周知等の徹底を要望する。
- 3 中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であるという考え方を社会全体で共有できるように政策を進め、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を政府に要望する。また、労務費の引上げ分を価格転嫁することが困難な、医療福祉などへの支援策を検討すること。
- 4 賃金の引き上げを原因として、扶養控除等対象労働者の収入が増加することに伴い、扶養控除等の要件を満たすために労働時間を短縮することなどが発生しないよう、当該制度の改正を検討すること。社会保険への加入による社会保険料の負担増加の見直し、あるいは減免措置の検討を求める。
- 5 本州四国連絡橋の通行料が高額となっており、中小企業・小規模事業者に対する運送費用の軽減対策を求める。

(案)

令和 5 年 8 月 〇 日

徳島労働局長

竹中 郁子 殿

徳島地方最低賃金審議会

会長 段野 聡子

徳島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月6日付け徳労発基 0706 第3号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の徳島県最低賃金（時間額824円）は令和3年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別紙3のとおり（全会一致により）付帯決議する。

<別紙1、別紙2、別紙3は報告案と同じ>